

極秘

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第三号中、日本専売公社の下に、連合国軍人等住宅公社及び特別郵便旧公社を加え、同条第七号中、船舶運営会を、船舶管理委員会に改め、同号の次に次の一号を加える。

ハ、港湾法の規定による港務局

同条第十号中、「大日本育英会」の下に、「日本放送協会」を加え、同条第十一号中の規定に基く法人たる国家公務員の組合その他の団体と、又は地方公務員法第五十四条の規定に基く法人たる国家公務員又は地方公務員の団体に改め、同条第八号から第十三号までを同条第九号から第十四号までとする。

第五條第一項に次の一号を加える。

四 個人が株式を所有してゐる場合において、その株式の発行法人が積立金の全部又は一部を資本に組み入れるときは、その資本に組み入れた積立金額のうち、当該株式を所有してゐる個人の有する株式に対応する部分の金額

同條第二項中「前項各号」を「前項第一号乃至第三号」に改める。

第六條第七号中「(相続税法の規定により相続、遺贈又は贈与に因り取得したものとみなされるものを含む)」を「(相続税法の規定により、相続、遺贈又は贈与に因り取得したものとみなされるもの)」に改める。

第八條第一項中「(当該親族の所得の金額が第十三條の二第一項の規定により計算される場合においては、総所得金額から同項に規定する資産所得の金額を控除した金額)」を削り、「一萬二千元」を「一萬五千元」に改め、同條第二項中「身体障害者」を「身体障害者で命令で定めるもの」に改め、同項の次に次の三項を加える。

- 一 この法律において老年者とは、年令六十五才以上の者をいう。
- 二 この法律において寡婦とは、左に掲げる者で扶養親族を有し、且つ、年令六十才未満のものという。
- 三 夫と死別し又は夫と離婚した後婚姻をしていない女子
- 四 夫の生死の明らかでない妻で命令で定めるもの

この法律において勤労学生とは、学校教育法第一条に規定する学校の学生又は生徒で自己の勤労に基いて得た第九條第一項第四号乃至第六号、第九号又は第十号に規定する所得を有し、且つ、その各号のいずれにも該当しないものである。

一 自己の勤労に基いて得た所得以外の所得の金額が五十万円を超える者

二 第九條の規定により計算した総所得金額が十万円を超える者

同條第三項中、前二項を「前五項」とし、一年の中途において死亡した者として、一年の中途において死亡した者又は一年の中途において死亡した者として改め、同條第四項を削る。

第九條第三項中、第四号の「その」といふ所の所得の計算上の損失の金額の「その」と改める。

第九條の二第一項中、第二十六條の四（第二十九條第五項を「第二十六の三」の第二十九條第三項として改め、「第三十六條の上」に「第十條の二第一項第一」

号の規定により特別所得金額の四分の一に相当する金額から扣除された純損失の金額及びしを加え、「第二十六條の三」と「第二十六條の二」に、「第十條第一項」と「第十條」に改める。

同條第三項中、第十四條第一項を「第十四條」に改め、同條第四項を次のように改める。

前項の規定は、当該純損失又は第十一條の三の規定により扣除を認められる損失の生じた年に第二十六條の二第一項の規定による損失申告書又は第二十六條第一項の規定による確定申告書を提出し、且つ、その後の年度の申告につき連続して損失申告書又は第二十六條第一項の規定による確定申告書を提出している場合

に限りこれを適用する。

同条第五項中「その年のいずれの所得の金額から扣除するか」とその年の所得の金額からいす所の年の純損失の金額又は第十一條の三の規定により扣除を認められる損失の金額を扣除するかの順序及びその年のいずれの所得の金額から純損失の金額のうちいす所の所得の計算上の損失の金額を扣除するかの順序に改める。

第十條の四第二項及び第十條の五第二項中「農業確定申告書」と削る。

第十條の六第三項中「収入金額」と「収入金額から課税に当する経費を控除した金額」に改める。

第十一條の四第一項中「扶養親族の総所得金額（当該扶養親族の所得の金額が第十三條の二第一項の規定により合算される場合において、当該個人が同項に規定する主たる所得者でないときは、総所得金額から同項に規定する算定所得の金額を控除した金額）以本条において同じ。」との合計額」及び「控除し、なお不足額があるときは、これをその扶養親族の総所得金額からしを削る。」

第十一條の四の次に次の一条を加える。

第十一條の五 第一條第一項の規定に該当する個人が自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族を保険金受取人とする生命保険契約のために支払った保険料がある場合においては、その支払った保険料の金額（その金額が二千円を超える場合においては、二千円）を、その個人の総所得金額から控除する。

第十一條の五中「一万二千円」と「一万五千円」に改め、同条を第十一條の六

とする。

第十一條の六第一項及び第二項中、「一万二千円」を、「一万五千円」に改め、同
條第三項を削り、同條を第十一條の七とし、同條の次に次の三條を加える。

第十二條の八、第一條第一項の規定に該当する個人が老年者である場合において
は、一万五千円をその総所得金額から控除する。

第十三條の九、第一條第一項の規定に該当する個人が寡婦である場合において
は、一万五千円をその総所得金額から控除する。

第十四條の十、第一條第一項の規定に該当する個人が勤労学生である場合におい
ては、一万五千円をその総所得金額から控除する。

第十五條第二項中、「二万五千円」を、「三万円」に改め、同條第二項から第四項
までを削り、同條第五項中、「前四條及び前四項」を、「前四條及び前項」に改める。

五万円以下の金額
五万円をこえる金額
八万円をこえる金額
十万円をこえる金額

第十三條中、「前五條」を、「前九條」に

十二万円をこえる金額
十五万円をこえる金額
二十万円をこえる金額
五十万円をこえる金額

百分の二十、五万円以下の金額、百分の二十
百分の二十五、五万円をこえる金額、百分の二十五
百分の三十、十万円をこえる金額、百分の三十
百分の三十五、十五万円をこえる金額、百分の三十五
左 に改める。

百分の四十	二十万円をこえる金額	百分の四十
百分の四十五	三十万円をこえる金額	百分の四十五
百分の五十	五十万円をこえる金額	百分の五十
百分の五十五	百万円をこえる金額	百分の五十五

第十三条の二及び第十三条の三を削る

第十四条中第二項から第四項までを削る

第十四条の二第一項及び第二項中、前条第一項を「前条」に、「その不足額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から扣除した金額又は当該各年にお

いて第九条の二第一項後段若しくは第三項後段の規定の適用がある場合において

は、当該扣除後の金額につき第十一条の三乃至第十二条の規定による扣除をなし

た金額とし、その不足額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から扣除した金額、当該各年において第九条の二第一項後段若しくは第三項後段の規定の適用がある場合においては、当該扣除後の金額につき第十一条の三乃至第十二条の規定による扣除をなした金額又は当該各年において、純損失の金額がある場合において、この当該純損失の金額のうち変動所得の計算上の損失の部分の金額を特別所得金額の四分の一に相当する金額から扣除し、なお、特別所得金額の四分の一に相当する金額に残額があるときは、当該純損失の金額のうち普通所得の計算上の損失の部分の金額を扣除した後の金額につき第九条の二第一項後段若しくは第三項後段

及び第十一條の三乃至第十二條の規定による扣除をなした金額に改め、同條第三項から第五項までを削る。

第十五條第一項中「第十四條第一項」を「第十四條」に、「三十万円」を「四十万円」に、「同項第一号」を「同條第一号」に改め、同條第二項を削る。

第十六條「若しくは第二十六條の二第一項」を「若しくは農業確定申告書」及び「又は農業確定申告書」を削る。

第二十一條第一項中「第二十一條の二第一項」の規定する農業所得者を除く。）を削り、「六月一日」を「七月一日」に、「二万五千円」を「三万円」に、「同月三十日」を「同月三十一日」に、「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「第十四條第一項」を「第十四條」に改め、「乃至第十三條の三」を削り、「同項第一号」を「同條第一号」に改め、同項第七号の次に次号一号を加え、同項第八号を

第百号とする。

八 第九条の二第一項の規定によりその年中において控除する純損失の金額又は同条第三項の規定によりその年中において控除する純損失の金額若しくは第十一
条の三の規定により控除を認められる損失の金額

同条第二項中「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「三十五万五千円」
を「五十万円」に、「扶養親族及び不具者の数を一万二千円に乘じて計算した金
額」を「第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を認められる金額」に、
「十万円」を「十五万円」に改め、同条第三項中「六月予定申告書」を「七月予
定申告書」に、「六月一日」を「七月一日」に改め、同條第四項を次のように改
め、同条第五項及び第六項を削る。

第一條第一項又は第二項一号の規定に該当する個人で、米、麦、たばこ、果実

、野菜又は花の栽培、養蚕その他これらに類する事業で命令で定めるものから

生ずる所得（以下農業所得という。）の金額が毎年六月一日現況によれば総所得金

額の十分の七に相当する金額をこえらる見積られる者（以下農業所得者という。）

は、同日においてその年九月一日以後において生ずる農業所得の金額がその年中

における農業所得の金額の十分の七をこえらる見積られる場合にかつては、その

年中における総所得金額の見積が三十万円をこえらる見積られるときにかつても、

第一項の規定にかかわらず、七月予定申告を提出することを要しない。

第二十一條の二を削る。

第二十一条の三第一項中「又は第二十六条の二第一項」及び「又は農業確定申告書」を削り、「前二条」を「前条」に改め、同条第四項中「毎年五月一日（農業所得者については六月三十日）以下本条において同じ。」を「毎年六月一日（農業所得者については六月三十日）以下本条において同じ。」を「毎年六月一日（農業所得者については六月三十日）以下本条において同じ。」に改め、同条第五項中「五月一日」を「六月一日」に改め、「前二条」を「前条」に改め、同条第六項中「前二条」を「前条」に改め、同条第七項中「五月一日」を「六月一日」に改め、「五月三十一日」を「六月三十日」に改め、同条を第二十一条の二とする。

第二十二條を削る。

第二十二條の二第一項中「農業所得者」を「第一條第一項又は第二項第一号」に改め、「農業十一月予定申告書」を「十一月予定申告書」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十一条第四項」に、「農業七月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「二万五千円」を「三万円」に改め、同条第二項中「乃至第六項」を削り、「農業十一月予定申告書」を「十一月予定申告書」に、「第二十一条第三項」及び「第六項中「六月一日」とあるのは「十一月一日」と、同条第六項中「五月三十一日」とあるのは「十月三十一日」とし、「第二十一条第三項中「七月一日」とあるのは「十一月一日」としに改め、同条第三項中「第二十一条の三」を「第二十二

一条のニシテ、「農業十一月予定申告書」を「十一月予定申告書」に、「同条第四項」を「同条第四項、第五項及び第七項」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十三条第一項中「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「第二十一條の三」を「第二十一條のニ」に、「十月一日」を「十一月一日」に改め、「以下第二項において同じ。」を削り、「同月三十一日」を「同月三十日」に、「十月修正予定申告書」を「修正予定申告書」に改め、同条第二項を削る。

同条第三項中「六月予定申告書」を「七月予定申告書」に、「十月一日」を「十一月一日」に、「第二十一條の三」を「第二十一條のニ」に、「同月三十一日」を「同月三十日」に改め、同条第四項を削る。

同条第五項中「第二十一條の三第七項」を「第二十一條のニ第三項及び第七項」に、「前二項」を「前項」に、「この場合において五月一日（第四項但書の趣）により届出があつた場合においては、その届出があつた事象については、その

年五月三十一日」とあるのは「九月三十日（農業所有者については、十月三十一日）」と「この場合において第二十一條のニ第七項中「六月一日」とあるは「十月一日」と、「六月三十日」とあるのは「十月三十一日」とに改め、同条第六項及び第八項中「第三項又は第四項」を「第二項」に改め、同条第九項中「乃至第六項」、「又は第二項」及び「第六項」を削り、「六月一日」を「七月一日」に、「第一項の場合においては、十月一日」、第二項の場合において

は「十一月一日」と読み替へ、第二十一条第六項中「五月三十一日」とあるのは、第一項の場合においては「九月三十日」、第二項の場合においては「十月三十一日」として「十一月一日」として改める。

第二十四条中「、第二十一条のニ及び前三条」を「乃至前条」に改め、「申告書」の下に「、申請書又は請求書」を加え、「提出期限」の下に「又は請求の期限」を加える。

第二十五条中「第十一条の三乃至第十一條の六」を「第九條のニ、第十一條の三乃至第十一條の十」に、「六月予定申告書、七月予定申告書、十月予定申告書又は農業十一月予定申告書」を「七月予定申告書又は十一月予定申告書」に

「第二十一条第一項第八号」を「第二十一条第二十一條第一項第九号」に、「第二十三條第三項又は第四項」を「第二十三條第二項」に改め、「請求を拒す場合」の下に「はあける第十一條の三又は第十一條の四の規定による控除を拒す場合」を加える。

第二十六条第一項中「(農業所得者を除く。）」を削り、「二万五千円」を「三万四千元」に、「一月一日」から「同月三十一日」を「二月一日」から「同月末日」に、「第二十一条の三」を「第二十一条のニ」に、「第二十六条の三第二項の規定に該当」を「第二十六条のニの規定による損失申告書を提出し、第十四條第一項」を「第十四條」に、「第十三條乃至第十三條の三」を「第十三條」に、「同項第一

号一を「同条第一号」に改め、同条第二項中「三十五万四千円」を「五十万円」に、「扶養親族及び不具者の数を一万二千円に乘じて計算した金額」を「第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を認められる金額」に改め、「又は納税義務者とその扶養親族の給与所得を合算する場合」を削り、「十万円」を「十五万円」に改め、同条第五項中「第二十一條第四項及び第五項並ぶ」を削る。

第二十六條の二を削る。

第二十六條の三第一項本文を次のように改め、同項第三号中「前二号」を「前号」に改める。

第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人は、その年中において総損失の金額がある場合、その年中の総所得金額が三万円以下の場合（第九條の二第一項又は第三項の規定により損失の額を控除する場合においては、その年分の総所得金額から当該控除をなした後の金額が三万円以下の場合をいう。以下本条において同じ。）でその年中において第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額が当該総所得金額をこえる場合又はその年中の総所得金額が零である場合（第九條の二第一項又は第三項の規定により損失の額を控除する場合においては、その年分の総所得金額から当該控除をなした後の金額が零である場合をいう。以下本条において同じ。）でその年中において第十一條の三の規定により控

除を認められる損失の金額がある場合においては、翌年二月一日から同月末日まで、命令の定めるところにより、たに掲げる事項その他必要な事項を記載した申告書を政府に提出することができる。(この申告書を損失申告書という。)

同条第二項中「又はその年中において第十一条の三の規定により控除を認められ、損失の金額がある場合」を「その年中の総所得金額が二万五千円以下の場合」若しくは零である場合とを「、その年中の総所得金額が三万円以下の場合」でその年中において第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額が当該総所得金額をこえる場合又はその年中の総所得金額が零である場合でその年中において第十一条の三の規定により控除を認められる損失の金額がある場合」に改め、同條第二十六條の二とする。

第二十六條の四第一項中「前三條」を「前二條」に改め、「若しくは農業確定申告書」を削り、同條を第二十六條の三とする。

第二十七條中「若しくは農業確定申告書」を削り、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、「若しくは修正農業確定申告書」、「又は農業確定申告書」、「又は修正農業確定申告書」及び「修正農業確定申告書」を削り、「第二十三條第六項乃至第八項」を「第二十三條第四項乃至第六項」に改める。

第二十八條中「第十一條の六」を「第十一條の十」に改め、「若しくは農業確定申告書」を削り、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改める。

第二十八條の二中「若しくは農業確定申告書」を削り、「第二十六條の三」を

「第二十六條の二」に改める。

第二十九條第一項及び第二項中「、第二十六條の二第一項」を削り、「第二十六條の三」を「第二十六條の二」に改め、同條第三項及び第四項を削り、同條第五項中「第二十六條の四」を「第二十六條の三」に改め、同條第七項中「第十條の六」を「第十一條の十」に改める。

第三十條第一項を削り、同條第二項中「農業七月予定申告書」を「七月予定申告書」に改め、同條第三項を次のように改める。

十一月予定申告書を提出した者（第二十二條第三項において準用する第二十一條の二第十項の規定により申告書を提出したものとみなされる者を含む。）

は、その予定納税額の二分の一に相当する税額の所得税を、前項に規定する第二期及び第三期において、政府に納付しなければならぬ。

第三十一條中「十月修正予定申告書又は農業十一月修正予定申告書」を「修正予定申告書」に改め、「又は第二項」を削り、「六月予定申告書又は農業七月予定申告書」を「七月予定申告書」に改める。

第三十二條第一項中「又は農業確定申告書」を削り、同條第三項中「第二十一條の三」を「第二十一條の二」に改め、「若しくは農業確定申告書」を削り、同條第四項中「又は修正農業確定申告書」を削る。

第三十三條第二項中「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書、

農業十一月予定申告書、十月修正予定申告書、農業十一月修正予定申告書、確定申告書、農業確定申告書」を「七月予定申告書、十一月予定申告書、修正予定申告書、確定申告書」に、「第二十一条の三」を「第二十一条の二」に、「第二十条の二」を「第二十条」に改め、同条第三項中「第十一条の六」を「第十一条の十」に改め、「前項の場合」の下に「又は損失申告書の提出期限後に当該申告書の提出があつた場合」を加え、同条第四項中「第二十一条の三」を「第二十条の二」に、「六月予定申告書、農業七月予定申告書又は農業十一月予定申告書」を「七月予定申告書又は十一月予定申告書」に、「第二十二条の二」を「第二十二条」に改める。

第三十四条第三項中「第二十九条第六項」を「第二十九条第四項」に改める。
第三十五条第二項中「若しくは農業確定申告書」を削る。
第三十六条第一項中「第十四条第一項」を「第十四条」に改める。
第三十六条の二第一項中「若しくは農業確定申告書」を削り、同条第二項中「農業確定申告書」を削り、同条第三項中「前条第五項乃至第七項」を「前条第三項乃至第七項」に改める。
第三十六条の三中「、農業確定申告書」を削り、「第三十六条の三」を「第三十六条の二」に改める。

第三十八條第一項第一号から第五号まで中「第三十九條」を「第三十九條第一項」に改め、同條第八号中「第十一條の五」を「第十一條の六」に、「三十号四」を「四十号四」に改め、同項の次に次の一項を加える。

自己を不具者、老年者、寡婦又は勤労学生として第三十九條第一項の規定に
又は申告書を提出した者に対し給付を支払う場合においては、不具者、老年者、
寡婦又は勤労学生に該当するごとに扶養親族一人を有するものとして前項第一
号及び第四号及び第七号の規定を適用する。

同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項」を「前二項」に改める。

第三十九條第一項中「給付の支払を受ける者を除く。」の下に「以下本条に

おいて同じ。」を加え、「扶養親族又は不具者の氏名」を「扶養親族及び不具者
を有する場合においては、その氏名、自己の不具者、老年者、寡婦又は勤労学生
があるときは、その事実」に改め、同項の次に次の一項を加える。

同条第二項中「給付の支払者又は扶養親族若しくは不具者に」を「当該申告に係る
事項について」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改める。

この法律の施行地においては支払を受ける給付所得を有する者は、命令の定めると
ころにより、第十一條の五に掲げる保険料その他必要な事項を記載した申告書を給
付の支払者を筆田し、毎年最後に給付の支払を受ける日の前日までに、政府に提出
しなくてはならない。

第四十条を次のように改める。

第四十条 第一条第一項の規定に該当する個人に対し、この法律の施行地において給与所得の支払を受ける者は、その支払者がその個人に対しその年中に支払う給与所得の収入金額が五十万円と第十一条の五乃至第十一条の十の規定により扣除を認められる金額との合計金額以下である場合において、第三十八条第一項の規定により徴収する所得税額の合計額が、当該給与所得の収入金額から第十一条の五の規定により扣除を認められる金額を扣除した後の金額並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数に応じ、別表第三に掲げる税額に比し過不足のあるときは、命令の定めるところにより、過納額は、その年最後に給与所得の支払を命ずる際徴収すべき所得税額にこれを充当し、その過納額がある

るときは、その翌年において給与所得の支払をなす際徴収すべき所得税に順次に
此を充当し、（徴収すべき税額が有りときは還付し、）不足額は、その年最後
に給与所得の支払をなす際此を徴収し、なお不足額があるときは、その翌年
において給与所得の支払をなす際順次にこれを徴収し、その徴収の日の属する日
の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならぬ。
第三十八條第二項の規定は、前項の規定により別表第三に掲げる税額を求め
る場合について、これを準用する。

第四十四條第一項中「六月予定申告書、農業二月予定申告書、十月予定申告書、
農業十一月予定申告書、十月修正予定申告書又は農業十一月修正予定申告書」を

「七月予定申告書又は十一月予定申告書」に改め、「又は農業確定申告」及び「又
は修正」を削り、「若しくは農業確定申告を提出する義務があつた者又は前年分
について損失申告書を提出した者の申告」を「を提出する義務があつた者、前年
分について損失申告書を提出した者又は修正予定申告書を提出した者の申告又は
修正」に改め、同条第二項中「大日予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定
申告書又は農業十一月予定申告書」を「七月予定申告書又は十一月予定申告書」
に、「第二十一条の三」を「第二十一条の二」に改め、同条第三項中「第二十三
条第一項又は第二項の規定に該当する事実」を「脱漏」に改める。

第四十五條第一項及び第二項中「第三十條第一項乃至第三項」を「第三十條第

一項又は第二項に改める。

第四十六条中「農業確定申告書」とし及び「修正農業確定申告書」を削り、「第
二十六条の三」を「第二十六条の二」に改め、「又は農業確定申告書」を削る。

第四十八条第一項中「第二十三条第六項」を「第二十三条第四項」に、「第二十

九条第六項」を「第二十九条第四項」に、「第二十三条第三項若しくは第四項」と

「第二十三条第二項」に、「第二十六条の三」を

「第二十六条の二」に改め、同条第二項中「第二十三条第八項」を「第二十三条
第二十三条第六項」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、青色申告書を提出することを認められてゐる個人青色申告書の提出を認

められてゐる個人の青色申告書の提出を認められてゐる年分に係る所得税につい

ては、税金の徴収を極予しない場合においても、国税徴収法第三章の規定による
滞納処分をなすことかできない。

同条第三項中「第二十条の三」を「第二十一条の二」に、「第二十六条の四第

九項第二十九条第五項」を「第二十六條の三第九項（第二十九条第三項）」に改める。

第四十九条第二項中「第二十三条第八項」を「第二十三条第六項」に改め、同

項に次の但書を加える。

但し、青色申告書を提出することを認められてゐる個人の青色申告書の提出を

認められてゐる年分に係る所得税については、税金の徴収を極予しない場合にお

いても、国税徴収法第三章の規定による滞納処分をなすことかできない。

同様第六項中「国庭方長官又は」を削る。

第五十三条中「確定申告書、農業確定申告書、修正確定申告書又は修正農業確定申告書」を「確定申告書又は修正確定申告書」に改める。

第五十四条中「確定申告書、農業確定申告書、修正確定申告書若しくは修正農業確定申告書」を「確定申告書若しくは修正確定申告書」に改める。

第五十五条第一項第二号中「六月予定申告書、農業七月予定申告書、十月予定申告書、農業十一月予定申告書、十月修正予定申告書、農業十一月修正予定申告書、確定申告書、農業確定申告書」を「七月予定申告書、十一月予定申告書、修正申告書、農業十一月修正申告書」に改める。

正予定申告書、確定申告書に、同項第三号中「修正農業確定申告書」及び「農業確定申告書」を削り、同項第四号中「第二十九条第六項」を「第二十九条第四項」に改める。

第五十七条第一項中「農業確定申告書」を「若しくは農業確定申告書」及び「修正農業確定申告書」を削り、「第二十九条第六項」を「第二十九条第四項」に改め、「若しくは修正確定申告書」を削る。

第五十七条の二第二項中「第二十九条第六項」を「第二十九条第四項」に改める。

第六十二条中第一項中「二月二十五日」を「一月三十一日」に改め、「扶養
親族及び不具者の数」^の下に「並びに第十一條の五の規定により控除した額及び不
具者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるかどうかの別」を加える。

第六十二條の三第一項中「確定申告書、農業確定申告書、損失申告書、修正確
定申告書、修正農業確定申告書又は修正損失申告書」を「確定申告書、損失申
告書、修正確定申告書又は修正損失申告書」に改め、同条第二項中「第二十六條
の三第二項、第二十六條の三第三項」を「第二十六條の二第三項」に改め、同條
第三項から第五項までを削る。

第六十二条の四第一項中「又は農業確定申告書し及び」(第十三条の二第一項又は第十三条の三第一項の規定の適用がある場合においては、これらの規定に規定するおん分の税率)を削る。

第六十九条の四(五)「農業確定申告書し及び」若しくは農業確定申告書しを削る。

第七十条中「又は農業確定申告書しを削る」(六月予定申告書、農業七月予定申告書又は農業十一月修正予定申告書)を「六月予定申告書又は十一月予定申告書」に改める。

第十二條 詐偽その他の不正の行為により、前二條の二項の規定により
徴収せらるべき所徴収を免れたる者。これより三年以下の懲役若しくは
五十万円以下の罰金に処し、又これより併科する。

前項の免れたる所徴収額が五十万円にこえるときは、情状により、同
項の罰金に、五十万円をこえその免れたる所徴収額に相当する金額以下
とするすこととす。

第十三條 前二條の二項の規定により徴収して納付すべき所徴収額
を納しなかつた者。これより三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰
金に処し、又これより併科する。

前項の納付しなかつた所徴収額が五十万円にこえるときは、情状により、同
項の罰金に、五十万円をこえその納付しなかつた所徴収額に相当
する金額以下とするすこととす。

第十四條 前二條の二項の規定により所徴収を徴収すべき所徴収額を
支払つた者。これより三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に
処し、又これより併科する。

第十五條 法人の代表者又は法人若しくは代理人、使用人その他の従業者
が、その法人又はその業務又は財産に関して前三條の違反行為をした
ときは、その行為者を罰する外、その法人又はその代理人、使用人
その他の従業者を罰する。但し、法人又はその代理人、使用人その他の
従業者が、その違反行為を防止するに相当の注意を怠らざれば、この
規定は適用しない。

第十六條 他人の所徴収額について、政府に対し、前二條の二項の規定
により所徴収を徴収する義務がある者の徴収して納付すべき所徴収額を
徴収して納付すべき所徴収額とみる。前二項の規定を適用する。

第十七條 前二條の二項の規定により徴収すべき所徴収額を徴収する
に当たつた者。一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。但し、
その者が当該所徴収額について前條の規定を該当するに至つたときは、
前條の規定は適用しない。

第十八條 法人の代表者又は法人若しくは代理人、使用人その他の従業者
が、その法人又はその業務又は財産に関して前三條の違反行為をした
ときは、その行為者を罰する外、その法人又はその代理人、使用人
その他の従業者を罰する。但し、法人又はその代理人、使用人その他の
従業者が、その違反行為を防止するに相当の注意を怠らざれば、この
規定は適用しない。

第十九條 他人の所徴収額について、政府に対し、前二條の二項の規定
により所徴収を徴収する義務がある者の徴収して納付すべき所徴収額を
徴収して納付すべき所徴収額とみる。前二項の規定を適用する。

第二十條 前二條の二項の規定により所徴収を徴収すべき所徴収額を
支払つた者。これより三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に
処し、又これより併科する。

第二十一條 法人の代表者又は法人若しくは代理人、使用人その他の従業者
が、その法人又はその業務又は財産に関して前三條の違反行為をした
ときは、その行為者を罰する外、その法人又はその代理人、使用人
その他の従業者を罰する。但し、法人又はその代理人、使用人その他の
従業者が、その違反行為を防止するに相当の注意を怠らざれば、この
規定は適用しない。

第二十二條 他人の所徴収額について、政府に対し、前二條の二項の規定
により所徴収を徴収する義務がある者の徴収して納付すべき所徴収額を
徴収して納付すべき所徴収額とみる。前二項の規定を適用する。

下の刑役又は一万円以下の罰金に処する。
第十七條 第十二條及び第十三條の罪を犯した者には、刑法第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、これを適用しない。但し、懲役刑に処する場合及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

附 則

- 1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の租税特別措置法（以下「法」という。）第二條の二の規定は、昭和二十六年四月一日以後に支払を受くべき利子及び利息につき適用する。
- 3 法第五條第一項及び第二項（所得税に關する部分に關する。）の規定は、個人の昭和二十六年分の所得税から適用する。
- 4 法第五條の五項第二項及び第三項（法人税に關する部分に關する。）並びに第五條の六の規定は、法人の昭和二十六年四月一日以後終了する事業年度分の所得に對する法人税から、法第五條の六及び第五條

の十の規定は、昭和二十六年四月二日以後開始する事業年度分の積立金に對する法人税から適用する。

5 この法律施行後法第五條の六の規定の適用を受ける法人^{（法人）}は、九條の規定による田舎警を政府に提出する場合において、同條の規定する前事業年度の法人税額のうち各事業年度の積立金に對する法人税額があるときは、前事業年度の法人税額から当該各事業年度の積立金に對する法人税額を控除した税額をもつて前事業年度の法人税額とする。

6 この法律施行の際、砂糖、糖蜜又は糖水（砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）第三條各号に掲げる砂糖、糖蜜又は糖水を含む。）以下同じ。）の製造場及び併稅地境以外の場所において、同一人が、この法律施行前に輸入（關稅法（明治三十二年法律第六十一号）第四條の規定により外国とみなす地域からの輸入を含む。）した砂糖又はこれを原料として製造した糖蜜、糖蜜若しくは糖水で

改正前の租税特別措置法第十一條第一項又は第二項の規定により砂
積造税を課せられたもの（以下「輸入砂積等」という。）
を各種税を適じて合計二百斤以上所持する場合においては、その者
が、この法律施行の日これを製造場から引き取つたものとみなし
て、砂積造税を課する。この場合においては、その税額が一万円
以下のときは、昭和二十六年四月三十日限り、一万円をこえるとき
は、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末限り徴取
する。

税額一万円をこえるとき 昭和二十六年四月及び五月

税額五万円をこえるとき 同年四月から六月まで

税額十万円をこえるときは 同年四月から十月まで

7 前項の規定に該当する者は、その所持する輸入砂積等の種類、種
別、数量及び貯蔵の場所を、この法律施行後一月以内に、その貯蔵
場所の所轄税務署長（以下「所轄税務署長」という。）に申告しな

ければならぬ。

8 油糧穀類供給公団が第四項の規定に該当する者である場合に於
て所轄税務署長の承認を受けたときは、第四項の規定にかかわらず、
同公団が所持する輸入砂積等の貯蔵の場所からその輸入砂積等を引
取人からその砂積造税を徴取することができる。

9 油糧穀類供給公団は、前項の承認を受けようとするときは、この
法律施行後一月以内に、その旨並びにその所持する輸入砂積等の種
別、数量、数量及び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署長に
提出しなければならない。

10 第八項の規定により所轄税務署長の承認を受けた輸入砂積等を貯
蔵の場所から引き取らんとする者は、その引き取らんとする輸入砂
積等の引取の日、税額、税別、数量及び貯蔵の場所を記載した引
取申告書を所轄税務署長に提出しなければならない。

11 第六項の規定に該当する者で、輸入砂積等を砂積造税法第五條

府 政 本 日

理 由

我が国の経済の現状にかける資本蓄積の重要性に「んがみ、個人の貯蓄の増強と会社の内部蓄積の充実を圖るため、所得税及び法人税について課税上の特別措置を講ずるとともに、最近にかける食糧事情の好転にか「んがみ、輸入砂糖に對して消費税を課することとして、租税負担の適正化を圖る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

省 藏 大

裏面白紙

裏面白紙

第一項に規定する目的のため又は同法第十一條第一項に規定する用
に供するため、所持するものが所轄税務署長の承認を受けた場合に
おいては、その輸入税額等は、第六項の規定にかかわらず、当該承
認を受けた時に於いて同法第十一條第一項又は第十一條第一項の規定
による承認を受けて引き戻つたものとみなす。

12

前項の承認を受けようとする者は、この法律施行後一月以内に、
その旨並びにその所持する輸入税額等の種類、数量、用途及
び貯蔵の場所を記載した申請書を所轄税務署長に提出し、受け付けら
れらる。

甲種看護婦、甲種看護人

金三千円
金千円
金千五百円
に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の登録税法第六
條の規定は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十
七号）施行の日から、同法第八條中「~~保健~~婦及び助産婦に関する部分」は、
昭和二十六年九月一日から施行する。

裏面白紙

理由

商法の一部を改正する法律の施行に伴い、官利法人の登記に関する登録税について規定の軽減をなす等所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。